

福岡県公報

平成30年5月22日
第3993号

目次

告示 (第512号 - 第523号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 4
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 6

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 7
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 11
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 13
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (自然環境課) 15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (自然環境課) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課)16

(県営住宅課)16

○落札者等の公示

告示

福岡県告示第512号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	120	北九州市小倉南区東貫二丁目19-7 福岡県建設業協同組合北九州支部 支部長 河津伸宜	北九州市八幡西区則松三丁目7-1 北九州県土整備事務所建築指導課内	平成30年4月14日
旧		北九州市小倉北区上富野四丁目16-35 福岡県建設業協同組合北九州支部 支部長 山田寿紀		

福岡県告示第513号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川犬丸字鳴水564、583、585から588まで、590の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字鳴水564・583・585から588まで・590の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕介薬97	株式会社大賀薬局 粕屋亀山店	糟屋郡志免町別府二丁目1-8	H 30・3・1	居管・予居管
粕介薬173	株式会社大賀薬局 新屋敷店	糟屋郡志免町南里一丁目7-10	H 30・3・23	居管・予居管
宰介薬24	みやこ薬局	太宰府市都府楼南二丁目1-2	H 30・3・1	居管・予居管
宗遠介薬10	溝上薬局芦屋中央 病院前店	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-8	H 30・3・1	居管・予居管

行介薬47	有限会社リーフ調剤薬局行橋店	行橋市西宮市一丁目7-31	H 30・4・1	居管・予居管
八女居128	看護小規模多機能ホーム森の里	八女市立花町白木610-1	H 30・4・1	看小居
宗遠介14	芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-7	H 30・3・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居管

福岡県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京介106	医療法人さとう医院	京都郡みやこ町勝山岩熊前田600-2	H 30・2・15
大居249	訪問介護サービス みどり	大牟田市黄金町一丁目237-14	H 30・3・31
大居141	小規模多機能ホームいまやまの家	大牟田市大字今山1184-23	H 30・3・31
大居167	小規模多機能ホームふかうらの家	大牟田市大字岬1202-1	H 30・3・31

福岡県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の

2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田居118	グループホームマルミ	グループホーム心笑み伊田	田川市大字伊田3764-1	H 29・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宗遠介14	芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-7	H 30・3・1
田居228	訪問看護ステーション心	田川郡大任町大字大行事4001	田川郡大任町大字今任原291	H 25・3・21
宗遠居73	芦屋町訪問看護ステーション	遠賀郡芦屋町幸町8-30	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-7	H 30・3・1
宗遠支16	芦屋中央病院指定居宅介護支援事業所	遠賀郡芦屋町幸町8-30	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-7	H 30・3・1

福岡県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市上陽町上横山4470番1先から 八女市上陽町上横山4423番1先まで	4.2 ～ 7.0	214.2
			後	八女市上陽町上横山4470番1先から 八女市上陽町上横山4423番1先まで	4.2 ～ 8.0	214.2

福岡県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年5月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山4470番1先から 八女市上陽町上横山4423番1先まで

福岡県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原2278番1先から 八女市黒木町笠原603番1先まで	7.3 ～ 18.7	39.1
			後	八女市黒木町笠原2278番1先から 八女市黒木町笠原603番1先まで	8.1 ～ 20.1	

福岡県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年5月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原2278番1先から 八女市黒木町笠原603番1先まで

福岡県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年5月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	久留米立花線	八女郡広川町大字長延1170番2先から 八女郡広川町大字長延736番1先まで

福岡県告示第522号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
小郡市
- 2 事業の種類
市道下町・西福童16号線改築工事（福岡県小郡市小郡字町口地内から同市福童字東内畑地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県小郡市小郡字町口、字堂ノ前、字南原、寺福童字三原境、字山添並びに福童字法司、字石橋、字町、字江削、字東内畑及び字西内畑地内
 - (2) 使用の部分
福岡県小郡市小郡字町口、字堂ノ前、寺福童字三原境、字山添並びに福童字法司、字石橋、字町、字江削、字東内畑及び字西内畑地内
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
申請に係る事業は、福岡県小郡市小郡字町口地内の一般国道500号との接続点を起点とし、同市福童字東内畑地内の県道鳥栖朝倉線との接続点を終点とする延長約1.51kmの区間（以下「本件区間」という。）に係る「市道下町・西福童16号線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道に

関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

市道下町・西福童16号線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により、小郡市長が市道に認定した道路であり、小郡市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることなどから、起業者である小郡市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県小郡市小郡字寺田地内の市道大原・下町105号線及び市道小郡・大原3264号線との接続点を起点とし、同市福童字東内畑地内の県道鳥栖朝倉線との接続点を終点とする延長約2.06kmの小郡市西部を南北に通過する道路である。

また、本路線は、一般国道500号と県道鳥栖朝倉線を結ぶ路線であり、沿線地域住民の通勤、通学等の日常生活を支える道路として重要な役割を担っている。

本路線のうち、本件区間における現道は、小郡市西部に位置し、沿線には商店、事務所、戸建住宅が連たんしており、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されていることから自動車交通量が多い区間である。さらに、沿線には小郡市立小郡中学校、東方約200mの位置には小郡市立小郡小学校が立地していることから、通学路の一部としても利用されている。

しかしながら、本件区間における現道の大半が小郡市道路構造の基準に関する条例（平成25年小郡市条例第18号）による第4種第2級の規格に基づく道路の規定値である7.0m未満（最小幅員4.7m）と狭小であることから、大型車は通行禁止の規制区間となっているばかりでなく、普通車の通行にも支障を来している。また、歩道は約210mの区間に幅員1.5mの片側歩道が設置されているのみであり、大

半の区間において未整備の状況であるため、特に朝夕の通勤・通学の時間帯を中心に児童や生徒等は路肩を通行するなど、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の安全な通行が確保されておらず、交通事故発生の危険性が非常に高い区間となっている。

さらに、自動車と歩行者等が通行分離されていない混合交通となっていることから、自動車の安全かつ円滑な通行が阻害され、走行速度の低下を招いている状況であり、平成24年から平成28年までの5年間で13件の人身事故が発生するなど、今後も重大事故の発生が懸念されることから、歩道の早急な整備が強く望まれているところである。

このような状況に対処するため、本件事業が計画されたものであり、バイパス方式（一部現道拡幅方式）により、車道等を整備し、あわせて自転車歩行者道を設置するものである。

本件事業の完成により、歩行者等と自動車の通行が分離されることから、現在、路肩の通行を余儀なくされている歩行者等の安全かつ快適な通行が確保され、歩行者等が関連した交通事故の危険性の低減に寄与するものと認められる。また、あわせて車道の幅員を拡幅することにより、大型車を含めた自動車の安全かつ円滑な走行を確保することが可能となり、さらに、小郡市西部市街地における南北軸が整備され、東西軸と一体となった交通網の連携が図られるばかりでなく、当該地域周辺の道路整備により、増加する自動車交通量を円滑に処理することが可能になるものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び福岡県環境影響評価条例（平成10年福岡県条例第39号）に基づく環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者が任意で検討を行った結果、大気質及び騒音の項目について、環境基準を満たすものと予測している。また、起業者は、工事の実施に当たっては、低騒音及び低振動型機械を使用する等の対策により、工事期間中における地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において生息・生育する希少な動物及び植物については、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動物及び植物の生息・生育は確認されていない。

また、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事施工中に遺跡等が発見された場合には、起業者は、小郡市教育委員会と協議を行った上、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、小郡市道路構造の基準に関する条例による第4種第2級の規格に基づく2車線の道路及び自転車歩行者道をバイパス方式にて整備するものであり、本件事業の事業計画は同条例に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和44年5月20日付けで都市計画決定し、平成29年1月24日付けで都市計画変更決定された久留米小郡都市計画道路3・5・20-1号三沢西福童線の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件区間においては、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれていること及び歩行者等の安全が脅かされている状況にあり、交通事故も発生していること、小郡市が平成26年3

月に策定した「小郡都市計画道路整備プログラム」及び平成28年3月に策定した「第5次小郡市総合振興計画後期基本計画」において、早期完成を図るべき重要な路線として位置づけられていること等から本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

以上により、小郡市から申請のあった市道下町・西福童16号線改築工事（福岡県小郡市小郡字町口地内から同市福童字東内畑地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

小郡市役所（道路建設課）

福岡県告示第523号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

種類	題名	図書番号等	発行所	指定理由
----	----	-------	-----	------

図書	1	実話時代6月号	雑誌15183-06	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。
----	---	---------	------------	----------	---

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年5月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・電子署名生成装置機器及び入退室管理システム機器賃貸借
- ・警察署用運転免許証追記端末機器賃貸借
- ・運転者管理システム用大型電子計算機賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の

義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年6月11日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

運転者管理システム用大型電子計算機賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年1月1日から平成35年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年7月2日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年5月22日（火曜日）から平成30年6月27日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年7月2日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成30年7月3日（火曜日）午前11時10分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter

A lease contract for host computers for driver's information management system

- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on July 2, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2236)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
警察署用運転免許証追記端末機器賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載

者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年7月2日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

- 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成30年5月22日（火曜日）から平成30年6月27日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
 - (2) 提出期限
平成30年7月2日（月曜日）午後5時45分
 - (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
 - (2) 日時
平成30年7月3日（火曜日）午前10時50分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
- なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
 - (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for terminal devices (that are going to be) used at police stations for additional data input into driver's license
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on July 2, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2236)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
電子署名生成装置機器及び入退室管理システム機器賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年7月2日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年5月22日（火曜日）から平成30年6月27日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年7月2日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成30年7月3日（火曜日）午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for“a set of electronic signature-generating apparatuses”, and for “a room entrance/exit management system with its devices”
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on July 2, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2236)

公告

福岡県立自然公園条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成30年5月22日から平成30年6月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sizenkouenzyourei.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

自然公園法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の設定案について、次のとおり意見を募集します。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成30年5月22日から平成30年6月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sizenkouenhou.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・ビッグエクスプレス宇美店
- (2) 所在地 糟屋郡宇美町宇美中央三丁目23番3号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年5月22日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称

新福岡県営住宅総合管理システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,379,478円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当